別所地区市政級談会 議事録

- 1 日 時 令和元年11月24日 午後6時00分~8時20分
- 2 場 所 別所町公民館大会議室
- 3 参加者 別所地区 22人

市 23人(市長、副市長、副市長、教育長、総 合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康 福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上 下水道部長、議会事務局長、消防長、教育総 務部長、教育振興部長、生活環境課長、観光 振興課長、農業振興課長、道路河川課長、プロジェクト推進課長、消防本部総務課長、救 急救助課長、選挙管理委員会書記長)

オブザーバー 5人 傍聴者 2人

4 内容

- (1) 地区からの意見・提言及び市からの回答 別紙のとおり
- (2) 意見交換

ア ヤードでの監視・ヤード等の対応について

【別所地区】

ヤードの立入検査は、事前に通告して行っているのか。

【生活環境課長】

立入検査は、抜打ちで行っている。

【別所地区】

ヤードに関しては、日頃から監視の目を光らせることが 重要である。小野市では警察官OB15人が青パト8台に 分乗し、毎日午前8時45分から午後9時30分まで市内 をパトロールしていると小野市の広報紙に掲載されていた。 その成果として、刑法犯認知件数が平成15年の1,17 0件から平成30年には282件に減少し、人身事故件数 も平成15年の361件から平成30年には206件に減 少している。三木市でもまち協で青パトによるパトロール活動を行っているが、ボランティアによる活動であり、限界がある。小野市のように日頃からプロが監視の目を光らせることが重要である。

【市 長】

小野市の例は参考にしたい。ただし、刑法犯認知件数は 三木市でも減少している。プロの目も大事であるが、一方 で地域の方によるパトロールも重要であると考えており、 検討する。

【別所地区】

事業開始後も適正に事業がなされているか確認していただくよう協力をお願いしたいとのことであるが、地域で確認したくてもヤードの外側に事業の内容が標示されていないため、わからない。自動車の解体を行っている事業者がその旨を標示するなどしてあれば、地域でも確認できる。また、所有者や責任者が標示されていれば確認のしようもある。

【生活環境課長】

土地所有者が事業者に土地を賃貸する場合、一般的には 賃貸契約をされており、土地所有者として適正に事業がな されているか確認いただきたいという趣旨である。ヤード 条例に基づき届出をしている事業者には、その旨を標示す る義務がある。自動車リサイクル法の適用を受ける事業者 についても、その旨を標示する義務がある。しかしながら、 他法令で設置が義務付けされていない場合は、行政の立入 検査により実態把握をしているところである。

【別所地区】

事業者が標示するようにしていただければ、地域住民にも事業内容がわかりやすい。自動車リサイクル法の適用を 受ける事業者は、ヤード条例の対象ではないのか。

【生活環境課長】

自動車リサイクル法の許可を得ている場合もヤード条例に該当する。既に県知事による許可を得ているので、条例

に基づく届出は必要ない。法律による指導か、条例による 指導かの違いである。

【副市長】

自動車リサイクル法の適用を受ける事業者であっても、ヤードについては立入検査を行っている。ヤードであってもその場所で事業を行う一定の権利があるため、強制的に立ち入って調査をすることは難しい。建築基準法や都市計画法などの観点からも、それぞれの規定に反していないか確認したい。市の境界付近のヤードについても、県、警察、隣接自治体等と連携して立入検査を行う。立入検査の回数を増やすことで、法令に違反するようなヤード業者が三木市から出ていくことにつながるため、しっかり取り組んでいく。不審なヤードがあれば、市に連絡いただきたい。

【別所地区】

市に報告したくても、標示も何もないので問題があるのかないのかもわからない。何か標示があればわかるかなと思ったのだが。

【副市長】

怪しいと思ったら、遠慮なくとにかく一報ください。標 示については、何か工夫ができないか検討する。

【別所地区】

ヤードの立入検査で土壌検査を行っているのか。相野地 区から油などが田んぼに流れてくるのではと心配している。

【生活環境課長】

土壌検査はしていない。立入検査をする際には、油の流 出が市として一番懸念しており、油水分離槽の設置の指導 や、地面に油が落ちないような対策の指導などを行ってい る。これまでの立入検査では、油が流出している状況は確 認していない。

イ 石野川上流の河川氾濫対策について

【別所地区】

進捗状況を聞きたい。現在は、調査の段階か。

【都市整備部長】

調査が終了し、分析を行っているところである。今後、 どのような対策をするのか検討し、今年度末には対策を決 定したい。

【別所地区】

住民は心配している。今年は水害がなかったからよかったものの、関東などでは大きな被害が出ている。いつどのような災害が起きるか分からないため、緊張感を持って取り組んでいただきたい。

【別所地区】

石野川下流が入り組んでいるため、カーブの箇所によど みがあり、土砂が堆積している。市で土砂を取ってもらえ ないか。カーブの箇所はコンクリートで整備されており、 決壊することはないようである。しかしながら、40年ほ ど前には決壊したことがあり、昨年には越水が起き、付近 の住民は心配している。市でどの程度対応いただけるのか。

【都市整備部長】

河川断面の3割を超えた場合に土砂を取っている。ただし、土砂が多くたまっている箇所については現場を確認し、 必要に応じて浚渫を行う。

ウ 長治川流域の治水対策について

【別所地区】

長治川については砂防指定地に指定されていないため、 自然を生かした川づくりを推進していることから、3面張 りの計画はないとのことであるが、現状を見ても「自然を 生かした川づくり」というイメージがわからない。

【都市整備部長】

河川改修の方法としては3面張りや2面張りなどがあり、 長治川は3面張りである。現在、県では水生生物が生きて いけるような自然の護岸として整備する方針を立てており、 これを「自然を生かした川づくり」としている。

【別所地区】

その方針は理解できるが、長治川の現状を見ると、底面 もコンクリートで整備したほうがすっきりすると考える。 長治川は常に水が流れている川ではなく、集中的に雨が降 ったときにどれだけ水を流せるのかが重要である。現状は、 葦も茂っており、木も生えている。下流の状況を見て、今 後の対応を考えていただきたい。

【都市整備部長】

県が管理しているため、地区からの強い要望があること を県に伝える。ただし、県の河川の整備方針は「自然を生 かした川づくり」を推進する方針である。

【別所地区】

土砂が滞留しない川にしていただきたい。

【副市長】

3面張りにより土砂が溜まりにくいというものではない。 河川管理者として、どのような整備方針により進めようと しているのか、地域にしっかりと説明するよう県に伝える。 3面張りで整備してきた結果、川の底が伏流水で劣化し、 護岸が崩れてしまうことがあるほか、地域に残さないとい けない土砂まで流れてしまう。

【別所地区】

今年は昨年のような豪雨がなかったが、台風が来たらと 思うと心配である。

【市 長】

区長や住民の方が心配されていることは理解している。 県、市ともにできる対策をやっていく。地域においては、 いざとなれば避難するなどの対策もお願いしたい。

【別所地区】

興治東水利組合に対しては、いつ、誰にどのような内容 を伝えたのか。

【農業振興課長】

今年の5月頃に、下流域の方から漏水による決壊への不安の申出があることを興治東水利組合の役員に話をした。

【別所地区】

興治東水利組合の委員長に連絡がなかった。2017年 に長期間雨が降った後に二股池の点検を行ったところ、水 路の目地から水が出ていた。これは池の堤の中が水で飽和 状態であることを意味しており、大変なことである。今年 の2月にため池点検を行われているが、平常の水位のとき (ため池の水位が低いとき) には異常がない。市のハザー ドマップには川の水害だけで、ため池のことが記載されて いない。危機管理課にため池のハザードマップについて確 認したときは、ため池は農業振興課の管轄であると縦割り の回答であった。市では、ため池ハザードマップを作って いるのか。稲美町では水害のハザードマップ、地震のハザ ードマップとため池ハザードマップを1冊にまとめて作成 している。ため池が満水で、堤も水で飽和状態のときに、 山崎断層が連動して地震が起きれば、どうするのか。池の 堤が水を吸った状態で、震度7の地震が起きれば、堤は崩 れてしまう。稲美町ではすべてのため池についてハザード マップを作成しており、国も推奨している。三木市におい てもため池ハザードマップを作成し、開示していただきた い。二股池が決壊すれば、長治川の方へ水が流れていく。 ため池が危険なときは東這田地区に連絡する体制をとりた いが、ため池が決壊したときにどういう状況になるのか漠 然としかわからないため、専門家に解析いただきたい。

【農業振興課長】

興治東水利組合への連絡については、年度替わりのため 池管理者の変更に行き違いがあったのではないかと考えて おり、お詫びする。ため池ハザードマップについては、堤 の高さが10m以上で、水が10万 t 以上のため池を対象 に作成している。これに該当するため池は約30か所であ り、市内に800あるすべてのため池のハザードマップは 作成していない。県が簡易解析を行っており、これを基に 来年度にはハザードマップが整備されると考える。なお、 昭和の終わり頃に、二股池が氾濫した場合の解析結果を地 域に渡していると思われる。

【別所地区】

二股池の西側が崩れる想定であったと思うが、北側が最 も弱く、崩れやすいと考えている。

【農業振興課長】

ため池で最も崩れやすいところは、洪水吐のところであると考える。最も崩れる可能性が高いところが決壊したと想定して解析しており、北側が崩れる想定では解析していない。

【別所地区】

洪水吐のところというような形どおりの解析ではなく、ため池の性質は管理している地元が一番よくわかっており、地元に尋ねていただきたい。ため池の数も稲美町とは全く違うというのもわかるが、水が10万t以上を基準としているのは県の基準だと思う。ため池ハザードマップの作成基準を読んでいるのか。

【農業振興課長】

ため池ハザードマップ作成基準は、読んでいる。氾濫解析を基にため池ハザードマップを作成するが、個々に精査したハザードマップは、費用のこともあって作成できていない。

【別所地区】

平常時に点検しても異常はない。地元では毎日水位を見ている。普段使っていないところまで水位が上がれば、途端にブロックの目地から水が入る。ため池ハザードマップ作成基準には、地震が起きたときの想定をするように記載されている。地震が起きたときの被害想定を示していただきたい。市内にため池が800もあるとのことで、重点管理ため池以外で危険なため池について、ハザードマップを作成いただきたい。

【市 長】

ため池ハザードマップについては、三木市は県内で2番目にため池の数が多いという状況をご理解いただきたい。

【別所地区】

ため池ハザードマップは、800のため池全部ではなく、 下流に住宅や避難所である集会所などがあるところを優先 的に作成していただきたい。住民に危険を認識していただ くためにも作成をお願いする。

【農業振興課長】

1か所のハザードマップの作成に400万円~500万円かかるため、ご意見を参考に検討する。

工 休耕地対策

【別所地区】

人農地プランの作成支援は、いつ頃から取り組んでいく 予定か。

【産業振興部長】

細川地区、口吉川地区で先行して作成しており、現在見直しを行っている。今後、地域の農業の担い手をどうするのかということを地域で考えていただきたい。市がいつから取り組むのか決めるのではなく、地域からの申出に基づき対応する。

【別所地区】

地域から申出をしないといけないのか。

【農業振興課長】

将来の地域の農業について地域で考えていただく必要がある。農地中間管理機構を活用して担い手に預けるなど、 地元の意見を集約し、相談いただければ、市も一緒に協議 させていただく。

【別所地区】

現実は、担い手がいない。農家ではイノシシ対策が必要であり、水路も完全に整備されていない状況である。現状では農地が減り、雑草地が増えている。住民が行うのが困難となってきている草刈りについては、市に依頼するのか、農業委員会から草刈りの依頼文書を出していただくのか、どうすればいいのか。

【都市整備部長】

本来、地権者が草刈りをするのが原則である。ただし、市道に影響するところは、市が行う場合もある。

【農業振興課長】

農道の維持管理は、地域でお願いしたい。

【別所地区】

農地の所有者を調べて草刈りを依頼する。それでも草刈りをされない場合は、市に相談させていただく。

【農業振興課長】

農地の所有者がわからない場合は、農業委員会から所有 者に対して管理依頼の文書を出すことも可能である。

【市長】

市は、地域に寄り添って取り組んでいきたいと考えている。個別に相談させていただきたい。

オ 悪臭及び羽毛等の飛散対応について

【別所地区】

悪臭は、風向きや風の強さで臭いがする場所、臭いの強さが変わる。現在は臭いが強くないが、監視をお願いしたい。羽毛の飛散については、ネットを二重にされ、目に見える羽毛は取り除かれている。目に見えない羽毛や粉塵の飛散については、対策の指導をお願いしたい。いい方法があれば、事業者に提案いただきたい。

【生活環境課長】

事業所に立入りを行い、責任者と話をするなど引き続き 事業所の監視を続けていく。

【市 長】

事業所への立入りの結果は、区長に伝える。

カ 除草に伴う金銭面補助について

【別所地区】

地域住民の高齢化により、特に斜面や法面の草刈りが大変苦痛である。急な斜面が広範囲にあるところは、防草シートを敷設したいと考えている。集会所の急な斜面の草刈

りが大変であるので、防草シートなどの資材の購入補助は できないか。以前に集会所のフェンスを市の補助金で整備 したことがある。

【市民生活部長】

一次避難所としての集会所整備の補助制度はある。この 制度は建物の耐震改修を対象としており、集会所の草刈り の費用は対象としていない。また、自主防災組織の補助制 度においても集会所の草刈りの費用は対象としていない。

【市民協働課長】

集会所整備補助金については、集会所の建替えや耐震改修工事などを対象としている。また、集会所と一体となっている敷地内のフェンスやスロープなどの構築物の整備であれば対象になる。しかしながら、草刈りや溝の掃除など管理に係る部分については補助の対象ではなく、各自治会で管理いただきたい。

【市 長】

高齢化が進む中で、市としてどのようなことができるの か考えさせていただきたい。

キ 興治地区県道から大山地区バイパス道へ通じる市道拡幅計 画の再開について

【別所地区】

当該市道は、朝夕に抜け道として通行する車が多い。また、二股池の道路沿いの堤がブロック張りされていない。いずれ市道を拡幅するため、ブロック張りをせず、堤が手付かずであることから、水で堤がえぐられている。土手の草刈りも危険である。ため池が地震で崩れても危険な状態ではないが、いつまでも堤がえぐられていくのを放置するのはどうかと思う。ため池の工事に中途半端に取り掛かると、市道の拡幅のときにはどうなるのか。拡幅の可能性がないのであれば、ため池の堤の工事をしたい。地区としては、堤の半分ぐらいを道路用地として無償譲渡をする代わりに、ため池の整備工事をしていただきたいと考えている。

ホースランドで国体の馬術競技が開催されたときに、県道 までの拡幅の青写真を見せていただいた。歩道付きの2車 線の道路であった。青写真までできていたにもかかわらず、 予算が限られているのか、ニーズが少ないのかわからない が、実現していない。市道拡幅の見通しをはっきりさせて いただきたい。

【都市整備部長】

小林の交差点の改良が進んでおらず、信号を避けるため に、当該市道を通行する車があると考える。拡幅工事につ いては、物件が数件あり、事業費がかなりかかるため、今 すぐにはできない。国の補助があれば事業着手できるかも しれないが、いつ頃に着手できるとも言えない。二股池の 改修については良い提案だと考えるため、引き続き相談さ せていただきたい。

【別所地区】

ため池の管理責任者としては、堤をどうしようかと思案 している。ため池を整備するにも費用が相当かかるため、 国や県の助成金を活用し、道路を拡幅することとなっても 影響のない方法でできないか検討したい。小林交差点付近 の県道の拡幅については、県に要望いただきたい。

【市 長】

市道の拡幅を実施するのかしないのかについては、返答が難しい。ホースランドを整備するときに道路の整備計画があったとのことだが、約20年経過しており、状況も変わっている。小林交差点付近の県道の拡幅については、県に強く要望する。

ク 消防団員の確保について

【別所地区】

全消防団員を対象に行ったアンケートの結果は、どのように周知するのか。

【消防本部総務課長】

本年10月25日に開催した正副分団長会議においてア

ンケート結果報告書を配布した。

【別所地区】

消防団員の減少は以前からの問題であり、少子高齢化で 仕方がない面もある。一方で、常備消防の充実が必要であ る。広域消防(消防本部の統合)についてはどのように考 えているのか。国は30万人都市を基準に考えているよう だが、統合の考えはあるのか。

【消防長】

北播磨地域の5市1町での広域化に向けて協議を行っていたが、小野市と三木市が抜けて、3市1町で北はりま消防本部を設立している。消防職員が50人以下の消防本部が広域化の重点地域とされ、統合を推進するとされているが、兵庫県内には消防職員が50人以下の自治体がない。三木市では人口が減少しており、消防力を維持できるのかということを踏まえ、適正配置の調査委託を行っている。この調査結果や救急件数の今後の動向も踏まえ、市単独で維持するのか検討したい。

【市長】

市としては、常備消防は重要であると考えており、消防 職員を計画的に採用している。

ケ 河川管理について

【別所地区】

ライスセンター裏側で工事が行われているが、どのよう な工事であるか。

【農業振興課長】

和田井堰の改修工事が2年前から実施されているが、その工事かどうかは不明である。

【別所地区】

了解した。中洲の樹木が伸びており、増水したときに樹木が抜けてどこかに引っ掛かったりすれば危険であるため、対応をお願いしたい。

コ 隣接地域(巴)に自治会が無い

【別所地区】

自治会、まち協から声掛けをするのは難しい。自治会のメリットを示していただきたい。火災が発生すれば、消防団は出動し、待機している。巴地区のことは知らないとは言えない。巴地区で自治会の設立について理解いただき、行政からも声掛けをお願いしたい。

【市 長】

自治会加入のメリットについては、今後リーフレットを作成し、PRする予定である。自治会の設立についての声掛けは、誰を窓口として行っていくのかが難しい。この人なら相談を受けてもらえるという方を教えていただきたい。行政だけでなく、区長協議会と一緒に声掛けしていきたい。

【別所地区】

自治会の設立が任意であることは承知している。区長協議会や隣接自治会から声掛けを行っても、自分たちの地区のことは放っておいてほしいと言われる。自治会がないから住むことを決めたという方もおられる。区長協議会から声掛けはできない。自治会は行政のサポートをしているという面から、巴地区ができるときに行政が自治会の説明会を行ったか。

【副市長】

自治会の活動が住民の生活を支えているということを住民に理解していただく必要がある。市としても、今年の広報みき2月号で自治会が住民の生活を支えていることをPRしている。また、リーフレットの作成も予定している。自治会を立ち上げるにはキーマンとなる方が必要である。例えば、PTAや子ども会など子どもを通じた働きかけも必要ではないか。行政が上から自治会を設立させるのは無理がある。キーマンを動かしていけるように進めていきたい。

【別所地区】

行政から作らせるように働きかけてほしいとは言ってい

ない。巴地区全体にチラシの配布などで働きかけ、自治会 についての説明会を行ってはどうか。

【副市長】

自治会についての説明会に人が集まってもらえるような 環境づくりが必要である。

【別所地区】

行政も努力いただきたい。巴地区では民生委員が選任されておらず、西這田南地区の民生委員がフォローしている。 巴地区との付き合いがない状況であり、キーマンとなるような方の心当たりがない。市の協力が必要である。防災面でも自治会は重要である。

【市 長】

この人なら話を聞いてくれるというような方を教えていただきたい。区長協議会やまち協でもキーマンとなる方がいないか話をしていただきたい。

【別所地区】

自治会活動をしている地区があるのに、自治会がないのはおかしい。巴地区は人口も多い。西這田北地区では自治会役員を選任し、自治会活動を行っているのに、平等ではない。市も自治会の設立に協力いただきたい。

【副市長】

自治会がないことで日常生活に不都合が生じることを認識いただく必要がある。災害時の助け合いや高齢者の支えあいなどの重要性について、巴地区は若い人が多いため理解されていないと考える。損得ではなく、自治会が住民同士の支えあいの根本であることを理解していただく必要がある。住民の理解を得ながら、自治会のないこれまでの歴史があることも踏まえ、時間がかかると思うが、行政としては立ち止まらずに進めていきたい。